令和２年度第４回大阪府環境審議会水質部会

令和３年１月１３日（水）

（午前１０時０１分　開会）

【事務局（山本総括）】　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和２年度第４回大阪府環境審議会水質部会を開会いたします。

　本日は国の緊急事態宣言発出の動きがありまして、これを踏まえて、急遽ですけれどもオンラインで開催ということでさせていただきました。委員の皆様には急な変更に御対応くださいましてありがとうございます。

　私は、本日司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

　資料のほうは事前にメールでお送りをさせていただいております。確認だけさせていただきますと、議事次第が１枚ございます。資料が、議題（１）の関係が資料１－１から１－６までございます。議題（２）の関係で、資料の２－１、２－２と２点ございます。また、資料３はスケジュールですけれども、議題（３）のところで御説明いたします。あと、参考資料で、いつものように部会の運営要領と前回の議事録をお配りさせていただいています。よろしいでしょうか。

　それでは、本日の部会ですけれども、全ての委員に御出席をいただいておりますので、部会運営要領第４の２の規定により成立をしております。また、大阪府情報公開条例第３３条の規定に基づき、公開とさせていただいております。関係者、報道機関、傍聴者については、十分な距離を確保できる部屋を別途御用意しまして、この部会の様子を放映させていただいておりますので、御承知おきをお願いいたします。

　本日、急遽のオンライン開催ということもありまして、トラブルを避けるために幾つかお願いがございます。まず、資料の画面共有等は行いませんので、事前にお送りした資料をお手元に御覧いただきますようお願いいたします。また、ネットワークの負荷を抑えるため、審議に入りましたらというか、もうしていただいていますけれども、カメラをオフにした状態で審議を進めていただければと思います。また、雑音や音響のトラブルを避けるために、発言される際にはマイクをすぐにオンにするのではなく、挙手ボタンをお使いいただいて、部会長からの御指名の後、御発言いただくという形を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、ただいまから議事に入っていただきたいと存じます。岸本部会長、よろしくお願いいたします。

【岸本部会長】　　皆様、おはようございます。今日は急遽このような形でオンラインで開催するということでございまして、ちょっと皆様のほうにいろいろとお手数をおかけしますけれども、よろしくお願いいたします。

　それでは、議事次第に従いまして本日の議事を進行させていただきたいと思います。

　まず、議事の１つ目ですけども、２０２１年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてということで、大阪府のほうからまず諮問があるということでございますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（下村室長）】　　おはようございます。環境管理室長の下村でございます。

　本件につきましては、部会運営要領の規定によりまして本部会の決議が審議会の決議となります。本来でありましたら、部会の場で私から諮問文を読み上げさせていただいて部会長にお渡しするところなんですけども、オンラインということでございますので、こちらで読み上げをさせていただいて、委員の皆様には配付しております資料１－１を御覧いただくことで代えさせていただきたいと存じます。

　それでは、読み上げをさせていただきます。「大阪府環境審議会会長、辰巳砂昌弘様。２０２１年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）。水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１６条第１項の規定に基づき、２０２１年度における公共用水域及び地下水の水質測定計画を別添案のとおり作成するにあたり、同法第２１条第１項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。大阪府知事、吉村洋文」。

　御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【岸本部会長】　　承りました。

　ということで、それでは早速審議のほうに入りたいと思いますが、まず、事務局のほうから資料の説明のほどよろしくお願いいたします。

【事務局（佐々木総括）】　　大阪府環境保全課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

　まず、資料の１－２に沿いまして、環境基準の達成状況、過去の水質の推移等を御説明いたします。

　１ページから３ページに河川の状況について記載しております。

　１ページ、健康項目につきましては、令和元年度はフッ素１地点及びホウ素１０地点で環境基準を達成しませんでしたけれども、自然由来（海水中のフッ素、ホウ素）と考えられます。ここ数年間の環境基準を達成しなかった健康項目は、自然由来と考えられるものでございます。

　２ページから３ページにかけまして、ＢＯＤの環境基準達成率及び各河川におけるＢＯＤの濃度は、ともに長期的に改善傾向にございます。

　３ページの下側、水生生物の保全に係る項目でございますけれども、ノニルフェノールとＬＡＳにつきましては１００％達成でございまして、全亜鉛につきましては横ばい傾向でございます。

　４ページから６ページにかけまして、海域の状況について記載してございます。海域は、環境基準達成率については横ばいの傾向でございまして、ＣＯＤ及びリン、窒素の濃度につきましては長期的に緩やかな改善傾向が見られております。

　７ページから１１ページにかけまして、地下水質の状況について記載しております。

　まず、７ページでございますけども、府下全体の地下水質の状況を把握する概況調査でございますが、令和元年度は３地点で環境基準の超過がございました。

　８ページに、その環境基準超過地点、３地点を黒丸でお示ししております。

　９ページに、地下水の汚染が懸念される地点での汚染井戸周辺地区調査を行った結果を示しております。４地点で環境基準の超過が見られております。

　１０ページからは、地下水の汚染が判明している地点での継続監視調査でございます。

　こちらは、１１ページにお示ししておりますけれども、１０４地区で実施しまして、５割強の５５地区で環境基準未達成という状況でございました。

　以上で、簡単ではございますけれども、資料１－２の水質の現況についての説明を終わらせていただきます。

　続きまして、環境基準超過地点の採水回数についてでこざいます。

　資料１－３でございます。前回１０月の水質部会におきまして、１日の採水頻度を４回から２回に減ずるに当たりまして、委員から、環境基準を達成できなかった地点については丁寧に見ていく必要があるのではないかと御指摘がありまして、環境基準超過地点の採水回数について検討いたしましたので、資料１－３に基づいて御説明いたします。

　令和２年度の第３回水質部会におきまして、採水回数が減少することで測定値の代表性に影響があるかどうかを確認するため、検討方法①及び②により検討を行いましたけれども、今回、検討方法②におきまして環境基準評価の観点から検討を行いました。

　検討方法の②につきましては、点線の枠囲みの中に記載しております。検討方法②では、上側の表の①から④の４つの時間帯で４回採取した検体の個別分析を行いまして、４回全ての平均値を４回平均値とします。１回目と２回目の採水分析結果の平均値を①②平均値とします。１回目と３回目の採水分析結果の平均値を①③平均値とします。これを算出しまして、４回平均値と２回平均値との相関関係の有無と誤差率について確認するという方法でございました。

　調査地点につきましては、水系別に類型やＢＯＤ値を踏まえまして、下側の表の１５地点を選んでございます。

　今回の検討内容につきましては、環境基準の評価に用いるＢＯＤの７５％値について、４回平均値の７５％値と２回平均値の７５％値との相関関係の有無の確認と環境基準超過地点についてのデータ整理を行っております。

　次のページに進みまして、４回採水と２回採水のＢＯＤ７５％値の比較でございますけれども、採水回数の検討のため、４回採水の個別試料分析を始めました令和元年１０月から令和２年９月を１年間としまして、その間の１２個のデータから環境基準の達成状況の評価に用いる７５％値を算出して比較を行いました。

　縦軸に２回採水時の７５％値、①②採水及び①③採水の７５％値を取りまして、横軸に４回採水時の７５％値を取ってグラフ化しましたところ、正の相関が見られました。丸囲みのあるのは４回採水を継続する「飛鳥川　円明橋」でございまして、他の地点と比べましてＹ＝Ｘの直線からのずれが大きくなっております。

　次に、環境基準超過地点における比較でございますけれども、採水回数の減少のために検討を行いました１５地点のうち、「男里川　男里川橋」は平成３０年度に環境基準を超過しましたが、令和２年度も既に４回超過しております。この地点は、グラフに示しますように、降雨や工事の影響を受けました破線で囲んだデータを除きまして、４回平均値と２回平均値に正の相関が見られております。誤差率は７.０％及び１３.４％で、他地点と差異はなく、年間平均値と７５％値は表のとおりおおむね一致しておりました。

　次のページですけれども、以上を踏まえまして、２０２１年度（令和３年度）の水質測定計画では、令和元年度に環境基準を達成していない地点も含めまして採水回数を２回といたします。ただし、「飛鳥川　円明橋」は水質変動が大きいため、４回採水を継続いたします。

　なお、環境基準を達成していない地点につきましては、新たな発生源の立地や流況の変化等の有無等について毎回水質部会で報告するとともに、全調査地点におきまして新たに発生源等の影響で水質の変化が認められる場合は、データを整理しまして水質部会に報告いたします。

　参考といたしまして、下に直近３年間の環境基準超過地点をお示ししております。

　次に、資料１－４、公共用水域及び地下水の水質測定計画案でございますが、まず、構成について御説明いたします。

　３ページを御覧ください。

　２０２０年度計画からの変更部分は全て網かけして表示しております。

　３ページの測定地点につきまして、２０２０年度から変更はございません。

　４ページから１５ページにかけまして、測定項目、測定回数、測定地点の地図等について記載しております。

　次に、１６ページから２１ページまでが、河川における測定地点ごと、測定項目ごとの測定回数を示した表になってございます。

　２２ページ、２３ページが、海域における測定回数表になっております。

　測定回数に網かけをしているところが、今回、測定回数の見直しを行った箇所でございます。見直し内容の詳細につきましては、後ほど資料１－５で説明させていただきます。

　次に、２４ページから２６ページにかけましては、別表１－３としまして各項目の測定方法を示しております。

　２７ページ以降に、環境基準値及び評価方法について記載しております。

　３３ページ以降が地下水質の内容になります。こちらの変更につきましては、後ほど資料１－６で御説明させていただきます。

　資料１－４の最後の５１ページから参考資料としまして掲載しております、公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方について少し御説明させていただきます。

　この考え方は、最初の文章のところにも書いてございますけども、排水規制の強化や下水道の整備などにより河川の水質改善が進んでおりますが、一方で、水質に係る化学物質の環境リスク評価の進展に伴いまして、近年におきましても環境基準項目等の追加が相次いでいるという状況を受けまして、限られた行政資源を有効に活用して今後も適正な水質常時監視を継続していくために、平成２６年１月にこの水質部会で御承認をいただいたものになります。一部、平成２９年１月に改定を行っております。

　測定項目ごとの測定頻度につきまして、５３ページのとおり、水質測定計画における標準的な測定回数として計画規定回数を決めております。この計画規定回数を原則としまして、５４ページのフロー図に基づきまして、過去の検出状況、利水状況及び発生源の有無等を考慮の上で測定回数を設定しております。

　５４ページのフロー図を御覧ください。

　この考え方は、環境省の「事務処理基準」及び「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」等を踏まえて作成しております。

　項目によって少し異なりますのでそれぞれ記載しているんですけれども、基本的な考え方は共通しておりまして、過去５年間または要監視項目につきましてはローリング調査を実施しておりますので、５検体以上がここに記載している条件、例えば全検体値が環境基準値以下かなどを満たしているかで測定回数の見直しを行うというものでございます。この考え方に基づきまして、測定地点ごとに測定回数を細かく見直しております。今回、この考え方につきましても、前回の水質部会の御審議の結果を踏まえまして一部改定を行います。

　続きまして、資料１－５で計画案の２０２０年度からの変更点を御説明いたします。

　公共用水域における主な変更点は、１つ目に要監視項目の追加、２つ目に「公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方」の一部改定、３つ目に改定後の「効率化及び重点化の基本的考え方」に基づく測定計画の変更でございます。

　１つ目の要監視項目の追加についてでございますが、要監視項目は人の健康の保護に関連する物質でございますが、公共用水域等における検出状況等から見まして、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、現在２７項目が設定されております。

　２７項目の要監視項目の１つとしまして、令和２年５月にペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸、長いので、以下、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡと略称させていただきます、これが新たに追加されたことに伴いまして、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを令和３年度から公共用水域の測定計画に位置づけます。

　測定地点、測定回数につきましては、「公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方」、以下、効率化及び重点化の基本的考え方といいます、の②要監視項目、ア）計画規定回数に基づきまして、原則２年間で府域全域の測定を行うこととしまして、令和３年度は７９地点で測定を実施いたします。詳細につきましては、次項３の表の２、測定地点ごとの測定回数の変更内容を参照していただければと思います。

　新たに追加されましたＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの指針値は、表にございますとおり、暫定ですが、０.００００５ミリグラム／リットル以下となっておりまして、この値はＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合計値となっております。

　新規項目への追加に伴いまして、水質測定計画案、資料１－４の４ページ、水質測定計画の表、それから、２６ページの別表１－３、２９ページ、別表１－４にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する追記を行っております。

　２つ目の「効率化及び重点化の基本的考え方」の一部改定につきましては、前回、令和２年度第３回水質部会におきまして、河川調査における１日当たりの試料採取回数の変更について御審議いただきまして、水質の大きな日内変動が確認されている地点を除き、１日の採水の頻度を４回から２回に減ずることに御承認をいただきました。これを踏まえまして、「効率化及び重点化の基本的考え方」を一部改定しまして、２０２１年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の参考資料として添付いたします。

　改定内容としましては、水質測定計画の本文の６ページになりますが、項目６の試料の採取等（３）、「なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない」と２０２０年度に書いているところを、「なお、水質の大きな日内変動がない河川や流況変動の小さい河川等については、この限りでない」と変更いたします。

　それから、参考資料の５２ページの本文と、５４ページの効率化及び重点化のフローの下側に現行は「河川の流量観測について」という項目がございますけれども、その項目が「流量観測を原則１日２回、変動の少ない地点は１回とする」となってございますが、これを、項目名としまして「河川の採水回数及び流量観測について」と変更しまして、「水質の大きな日内変動が確認されている地点を除き、１日の採水の頻度を４回から２回に減ずることができる」という項を１項追加するというふうに改定いたします。

　それから、３つ目の改定後の「効率化及び重点化の基本的考え方」に基づく測定計画の変更につきましては、水質等の測定につきまして、過去の検出状況等を確認しまして、各測定地点における測定回数を増加、継続、もしくは減少させております。

　水質測定に関する変更内容は、２ページの表の１のとおりでございます。

　重点化につきましては、生活環境項目の①全亜鉛につきまして、過去５年間で環境基準値の超過がございましたため、河川の２地点で測定回数を増加いたします。ほかにつきましては効率化を行うものでございます。

　生活環境項目の②大腸菌群数、ノニルフェノール、ＬＡＳにつきまして、過去５年間以上環境基準値以下でありますことから、河川６地点及び海域４地点で測定回数を減少いたします。

　生活環境項目の③ｐＨ、ＤＯ、ＢＯＤ等８項目、健康項目の⑥カドミウム、全シアン、鉛等の１３項目、特殊項目の⑨ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅等の１１項目、要監視項目の⑮フェノール、ホルムアルデヒド、４－ｔ－オクチルフェノール等５項目につきましては、「効率化・重点化の基本的考え方」に記載されております計画規定回数に合わせて回数を減少するものでございます。

　上のほうに戻りまして、生活環境項目の④ｐＨは、採水回ごとに測定いたしますので、１日の採水回数を４回から２回に変更することによって河川５５地点で測定回数を減少するものでございます。

　健康項目の⑤カドミウム、全シアン、鉛等の１９項目につきまして、過去５年間以上環境基準値の２分の１以下であることから河川３地点で測定回数を減少いたします。

　健康項目の⑦、特殊項目の⑪、要監視項目の⑯は、既存のローリング調査により増減するものでございます。

　特殊項目の⑧銅、フェノール類、溶解性鉄等の６項目につきまして、過去５年間以上排水基準値の２０分の１以下であることから、河川３地点及び海域１地点で測定回数を減少いたします。ただし、海域１地点では２０２１年度に測定を行いますため、実際の増減はございません。

　次に、特殊項目の⑩アンモニア性窒素につきまして、健康項目にございます硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素と測定回数を合わせるために、河川１地点において測定回数を増加いたします。

　同じく特殊項目の⑩亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素につきまして、健康項目の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素と測定回数を合わせるため、河川３地点におきまして測定回数を減少いたします。

　⑫の特定項目のトリハロメタン生成能につきまして、上水道水源地域において測定している項目でございますが、その地域指定が解除されたことに伴いまして河川１地点で測定を終了いたします。

　⑬、要監視項目にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが新たに追加されたことに伴いまして、２０２１年度に７９地点で測定を行います。また、そのほかの４０地点につきまして、２０２１年度は測定いたしませんが、２０２２年度に測定を予定しております。

　要監視項目の⑭クロロホルム、トランス－１,２－ジクロロエチレン等の３１項目につきまして、過去５年間以上指針値以下でございますことから、河川９地点で回数を減少いたします。ただし、うち３地点におきましては、ローリング調査に移行しますけれども、２０２１年度に測定を行いますため、実際の増減はございません。

　今御説明した内容につきまして、測定地点ごとの測定回数の変更内容をお示ししたものが表２になってございます。河川におきましては７０地点において測定回数を減少し、効率化を図り、２地点におきまして測定回数を増加し、重点化を図ります。また、海域におきましては５地点において測定回数を減少し、効率化を図ります。

　次に、底質測定に関する変更内容を１１ページの表３にお示ししております。

　変更内容につきましては、総水銀及びＰＣＢにつきまして、河川２地点におきまして「効率化・重点化の基本的考え方」に記載されている計画規定回数に合わせて回数を減少するものでございます。ローリング化を行いますけれども、２地点のうち１地点は２０２１年度に測定を行うため、実際の増減はございません。その他は、既存のローリング調査により増減いたします。

　以上で、２０２１年度の公共用水域の水質測定計画案及びその変更点の説明を終わらせていただきます。

【事務局（西川副主査）】　　大阪府環境保全課の西川でございます。

　私のほうからは、地下水質の水質測定計画の主な変更点について御説明させていただきます。

　資料１－６を御覧ください。１番から順に御説明させていただきます。

　１番の概況調査につきまして、こちらはローリング方式のみの実施予定で、測定地点数は７１地点から６９地点に２地点減少しておりまして、場所は２０２０年度から全て変更しております。

　測定地点数を変更した測定機関は、表１にお示ししております寝屋川市と東大阪市でして、いずれもローリングによります地点数の変更で、それぞれ１地点が減少しておりますので合計２地点の減少となります。

　次の継続監視調査につきまして、９８地区１１９地点の測定を予定しておりまして、２０２０年度の計画からは２地区２地点が増加しております。なお、この９８地区１１９地点には、２０２０年度末までの調査結果によりまして終了の要件を満たす可能性のございます２地区２地点が含まれており、そのうち１地点につきましては１項目のみの終了となります。詳細は、また後ほど御説明させていただきます。

　その下、表２は継続監視調査における測定項目ごとの変更内容の一覧で、２０２０年度からの増減を数字でお示ししております。変更の理由は、新規の追加、調査の終了のほかに、数年に１度測定をしておりますローリング調査の実施の有無がございます。なお、表中の括弧の数は内数になっておりまして、先ほど申し上げました２０２０年度末までの調査結果により終了要件を満たす可能性のある地区数、地点数となっております。

　２ページ目に移りまして、表３につきましては、継続監視調査における地点ごとの変更の詳細を一覧でお示ししております。上から順に御説明させていただきます。

　まず、新規地点が２地点ございまして、Ｔ－２２７番、貝塚市の地点は、２０２０年度に所有者が自主調査を行いましたところ、汚染が判明した地点です。Ｔ－２２８番、寝屋川市の地点は、過去に汚染が判明していた地点でして、これまでは自主調査によって監視をされておりましたが、調査不能となりまして、代替地点を改めて選定いたしまして、新たに継続監視調査として追加をした地点になります。

　次の、地点の変更は４地点ございます。Ｔ－１番、泉佐野市は採水の御協力を得られなくなりまして、Ｔ－３７番、八尾市は連絡がつかなくなりまして、それぞれ調査ができなくなりましたので、代替地点へと変更いたします。その下、Ｔ－３９番の１番、２番、吹田市の２地点につきましては、汚染状況の把握により適していると考えられます地点がございまして、そちらに集約をする形に変更いたしますので、地点数としては１地点の減となります。

　次の、終了は３地点ございます。Ｔ－１３６番、大阪市の地点は井戸が廃止されまして、代替地点を検討したところ、適する地点がございませんでしたので終了となる地点です。Ｔ－１６８番、富田林市と、Ｔ－２１３番、池田市の地点につきましては、２０１９年度の調査で終了の要件を満たしておりますことを確認いたしましたので、終了とする地点になります。

　次の、２０２０年度末までの調査結果により終了とする可能性のある地点は、現在終了調査を実施しております地点でして、Ｔ－２０２の２番、豊能町と、Ｔ－２０４番、守口市の２地点ございますけれども、Ｔ－２０４番、守口市につきましては、２項目測定しておりますうちのベンゼン１項目のみを終了の対象としており、もう一方のクロロエチレンにつきましては今後も同一地点で継続して監視をしていく予定です。

　最後の、ローリング調査による増減は６地点ございまして、２０２１年度が調査の実施年度となる地点が５地点、調査をしない未実施の年度となる地点が１地点、合計６地点となっております。

　以上で、地下水の水質測定計画の変更点についての御説明を終わらせていただきます。

【岸本部会長】　　説明ありがとうございます。

　それでは、ただいまの説明について質疑に入りたいと思いますが、内容的には、まず、資料の１－２が水質の現況の報告ということで、資料の１－３以降が水質測定計画に関わる内容の部分というふうになろうかと思いますので、議論を分けて、まず、資料の１－２のほうの水質の現況につきまして、委員の皆様のほうから御質問等はございませんでしょうか。質問等がありましたら、挙手ボタンを押して意向表示をよろしくお願いいたします。

　それでは、ちょっと私のほうから１つだけよろしいでしょうか。

　大体、例年の状況と特に変わってはいないかなというふうには思うんですが、例年そうなんですけども、ホウ素とかがどうしてもやっぱり海水の影響を受けるよねというところで、本日の説明の中でもホウ素が１０地点ぐらいかな、超過していたけれども、海水の影響と考えられますという御説明があったんですが、詳しいデータはともかくとしましても、実際、大阪府のほうで海水の影響と思われるというところ、例えば電気伝導度だとか、そういったものを見ながら判断された結果だと私は理解をしているんですけども、その辺りはきちんと確認されているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（佐々木総括）】　　環境省のから判断の基準が示されておりますので、それに従いまして判断の上、海水の影響ということになっております。

【岸本部会長】　　分かりました。ありがとうございます。

　そのほか、委員の皆様のほうからいかがでしょうか。

　あと、もう１つありました。亜鉛が一部超過した地点があったということを説明されていたような記憶があるんですが、多分、以前からしばしば超過しているポイントなのかなというふうには思うんですけども、その辺りはいかがなんでしょうか。

【事務局（佐々木総括）】　　未達成になっているところが生物Ｂの河川でございまして、同じ河川がずっと未達成というわけではございませんで、神崎川水域以外の水域の１１河川で達成と未達成を繰り返しているような状況でございます。

【岸本部会長】　　従来から基準値ぎりぎりのところで行ったり来たり、ふらふらしているという、そういう状況が続いているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（佐々木総括）】　　はい。

【岸本部会長】　　分かりました。ありがとうございます。

　そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　基準値を超過している地点がありますので、当然継続してモニタリングをしながら、固定化するような状況が出てくれば、それに対して当然何らかの対策を打っていかなければいけないということでございますが、全体を見る限りでは例年どおりという形で、日々の変動の中で超過したりとか、基準値内に収まったりということも繰り返しているという状況ではございますけれども、大きくは悪化しているとかいう状況は見られないというふうに考えますので、このような状況を踏まえまして、次の水質測定計画の審議に入らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

　それでは、水質測定計画の審議に入りたいと思いますが、多分その中で１つ大きなのは資料の１－３の環境基準超過地点の採水回数の部分、この部分が従来の水質測定計画から大きく変わっている部分だと思いますので、まずその部分だけ集中的に議論しまして、残りをその後、議論するという形で進めたいと思います。

　ということで、資料の１－３の環境基準超過地点の採水回数についてのところで、委員の皆様のほうから御意見等はございますでしょうか。

　どうぞ、惣田先生。

【惣田委員】　　立命館の惣田です。

　測定回数について、前回の会議で、超過しているところは丁寧に見たほうがよいとお願いさせていただきました。１０月までの測定値を含めて７５％値でも相関を見てくださって、ありがとうございます。飛鳥川の円明橋のところは変動があり、４回計測するということで納得しました。

　図２を確認させていただきたいです。４回平均値と２回平均値の相関で、男里川のところで最大の数値が出ているところは破線がついています。工事の影響を受けたので、これは含めないということでよいですね。

【岸本部会長】　　事務局のほうからいかがでしょうか。

【事務局（佐々木総括）】　　ここに書いてございますように、降雨及び工事等の影響を受けた破線で囲んだデータを除くということで評価しておりまして、これは環境省の水質調査方法のところに「採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶこととする」という記載がございまして、水質が安定していない降雨や工事の影響を受けたデータを除外することは妥当だというふうに考えております。

【惣田委員】　　これは工事じゃなくて降雨の影響だったと考えていいですか。

【事務局（佐々木総括）】　　これは工事だったように思います。

【惣田委員】　　工事だったけど、試料水を取らなきゃいけなかったという意味ですか。

【事務局（佐々木総括）】　　そうですね。工事の場合はいつあるというのがはっきりしない面がございますので、もともと日程を決めておりますので、それがどうしても避けられないという状況がございます。それで、採水は行って分析はしましたが、評価の際には水質が安定していない状況ですので除外して評価したということでございます。

【惣田委員】　　有機物が河川に流入する工事があったということですね。ありがとうございます。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。

　そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。どうぞ、島田先生。

【島田委員】　　京都大学の島田です。

　この決定に異存はないのですが、３ページ目のところで、最後に「なお」のところから、「新たな発生源の立地や流況の変化等の有無について毎回水質部会で報告するとともに」と書いてありますので、やはり、回数は減らしたけれども発生源になりかねないような立地や流況の変化がある場合は、今までずっと変動がなかったけれども、何らかの影響があって、測定結果に反映される可能性がありますので、今後、いろいろ発生源の立地等の状況を府の方が把握された場合は、小まめに報告していただければと思います。回数を減らす際に丁寧に分析していただいたので、同じように、今後も、流域の状況を丁寧にチェックして把握していくということを、測定される部署の方々にもお伝えいただくということでよろしくお願いいたします。意見というか、お願いです。

【事務局（佐々木総括）】　　先生がおっしゃられたように、今後、注視していきたいと思います。

【岸本部会長】　　よろしくお願いいたします。

　基本的には事業所が新たに設置されるとか、そういったようなことは当然府として把握されておられますので、そういった産業界のほうの動きとかも見ながら、この流域の中で何か汚染源になる可能性のあるような事業所とかが設置されたとか、改廃されたとか、そういったようなことがある場合などは、特に注意してデータを見ながらこの部会で議論して、必要に応じて一時的に測定回数を４回に戻しましょうとかということもあり得るのかなと思いますので、その辺り、丁寧に進めていかれるようによろしくお願いいたします。

　そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　前回、この測定回数の変更について議論しまして、その中で、やはり一部、環境基準超過地点といったところでもうちょっと丁寧な見方が必要ではないかということで追加で検討いただきまして、今回このような形で提案をいただいているということで、きちんとデータに基づいて判断をされて、一部の地点においては日内変動が大きいので４回、それ以外の地点については２回にしても特段データとして問題ないだろうということを確認された結果ということでございますので、私はこの形で来年度以降、測定を進めていくということえよいかなと思いますが、皆様のほうからも特段異論はないと理解をしておりますけども、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【岸本部会長】　　ありがとうございます。

　それでは、測定回数の見直しはこのような形で進めていくとして、１－４の水質測定計画のほうに議論を進めたいと思いますが、今回の回数の変更についても当然反映されておりますけれども、それ以外の部分、いろんなところで地点の測定回数の変更とかが入っておりますけども、この点について委員の皆様のほうから御意見、御質問等はいかがでしょうか。

　原田先生、よろしくお願いいたします。

【原田委員】　　要監視項目の有機フッ素化合物ですね、ＰＦＯＳアンドＰＦＯＡの話なんですけれど、すいません、これはちょっと前にも御説明いただいたかもしれないですけど、今回加えられたというか、理由ってもう一度ちょっと説明いただけたらと思いますが。

【岸本部会長】　　事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局（佐々木総括）】　　河川のほうに今回測定項目として追加してございますけども、河川の場合は、要監視項目につきましては、必要な流域につきましては測定を行うということにしておりますので、これまでと同様に追加して測定することにしております。

【原田委員】　　国でも規制の議論が進んでいたり、海外では以前から規制されていたりしていて、自主的に企業さんも使用も中止されたりとかというのはいろいろちょっと僕も勉強させてもらったんですけども、実際、現時点で、ちなみになんですけれど、流出が疑われるような事例というのは、大阪府内の場合、今でもまだあるんですかね。

【事務局（佐々木総括）】　　発生源自体はもうないと思いますけれども。

【事務局（樋口課長）】　　すいません、事業所を規制しております事業所指導課でございます。

　今の点につきまして、過去、大阪府内でＰＦＯＡのほうを製造したりしておりました事業所がございますので、新たな製造、使用等はないんですけれども、当時の汚染が一部残っている地域等がございますので、そういう影響があるところは一部あろうかと思います。

【原田委員】　　了解しました。ありがとうございます。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。

　そのほか、御質問等いかがでしょうか。

　益田先生、よろしくお願いいたします。

【益田委員】　　大した質問じゃないんですよ。ちょっと興味があって聞くんですけど、資料１－６で、貝塚市で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に関して、所有者の自主調査による汚染が判明して、今後の監視をするという井戸がございますけれども、これはどのような環境で。というのは、畑なのか何なのかという土地利用とか、なぜ、所有者がそういう自主調査をするに至ったのかという経緯など、背景が分かっていたら教えていただきたいんですけど。

【事務局（西川副主査）】　　Ｔ－２２７番の貝塚市の地点につきましては、こちらは所有者様が井戸水を飲用されたいということで、それに伴う自主調査を行われまして、そこで汚染が判明したものです。汚染原因は、田畑が周辺にあるような地域ですので、その影響が考えられます。

【益田委員】　　ということは、飲用に使おうと思ったけど、現況としては使っていらっしゃらないということですか。

【事務局（西川副主査）】　　そうですね。汚染が見つかりましたので、飲用には供されておりません。

【益田委員】　　ありがとうございます。

【岸本部会長】　　そのほか、いかがでしょうか。

　いろいろと細かな変更はございますけれども、基本的にはモニタリングの見直しのルールにのっとった変更と、あと、ローリング調査等による変更という形でございまして、先ほどの貝塚市のように新たに判明したとかいうところはありますけども、全体として特段問題があるようなところとか、従来と異なるような対応の部分とか、そういったところはないのかなというふうに私は理解をしておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

　それでは、この水質測定計画を部会として承認させていただきたいと思います。本件につきましては、本部会の決議が審議会からの答申という形になりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、続きまして、議題の（２）大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について（水質分野）について、事務局のほうから説明のほどよろしくお願いいたします。

【事務局（多々野総括）】　　大阪府事業所指導課、多々野でございます。よろしくお願いいたします。

　そうしましたら、議事の（２）大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方（水質分野）について説明をさせていただきます。

　大阪府では制定から約２５年が経過した生活環境保全条例の検証作業を行っておりまして、その水質分野のあり方について当部会で御審議いただいておるところでございます。この議事のテーマでは、これまで、前々回に４つの論点を整理いただきまして、前回、その各論点に対する方向性を府から御提示し、御審議をいただきました。

　それでは、資料２－１を御覧ください。

　ここに各論点に対する前回部会での委員意見ということで、左側に先ほどの４つの論点、右側に前回部会で頂戴した御意見をまとめております。

　これらのうち、論点（１）届出実績のない届出施設を規定する必要性、それから１つ飛びまして、（３）事故時の措置の対象の妥当性、（４）条例における総量削減指導の規定の必要性につきましては、前回の部会でお示しした府の方向性で問題ないという御見解をいただきました。

　（２）の色または臭気を排水基準項目に規定する必要性につきましては、府にはその事例がございませんでしたので、色について指導実績のある市町村に追加でヒアリングを行い、方向性をまとめるようにという宿題をいただいておりました。

　続きまして、資料の２－２を御覧ください。

　ここには、大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について（水質分野）ということで、これまでの方向性を基に、部会報告形式にまとめてございます。

　１のあり方検討に係る論点としまして、先ほど申し上げた４つの論点をお示ししております。

　続きまして、２に各論点に係る検討結果を示しております。これらのうち（１）、（３）、（４）につきましては前回の部会資料を要約したものとなってございますので、今回は後ほどの（２）に焦点を絞って御審議いただければと考えております。

　３ページを御覧ください。

　３ページ頭に、（２）排水基準としての色または臭気を排水基準項目に規定する必要性を記しております。

　条例で色または臭気を排水基準項目に規定している自治体を調べましたところ、ほとんどが大阪府と同様の定性的な規定であり、色または臭気に数値基準を設けている自治体は少ないということが分かりました。数値基準がない自治体では色または臭気の基準を設けて指導した実績はなく、数値基準を設けてその基準で指導している自治体は、染色工場が多く立地し、現在も着色水に係る通報がある自治体に限られていました。これにつきましては前回の部会でも御紹介したとおりです。

　この３段落目、「このように」の段落が、前回の宿題に対してのお返しということとなります。府におきましては定性的な色または臭気の基準を適用して指導した事例はありませんでしたが、府内のある市町村で、同一の河川に放流している２つの事業場から、それぞれ透明度はあるものの、色が異なる着色水が排出され、それらが下流で混じり合って、より濃い色に変化するという事例がありました。この市町村は、下流で着色水の苦情などがあった場合に、これらの事業場に立入指導を実施しているというふうに聞き取りました。数値基準がある項目に超過はありませんが、この市町村は、水質に異常がなくても、できる限り着色を薄くするように指導しております。この市町村のように現在も指導している事例がありますことから、色につきましては規制項目として残す必要があると考えております。

　なお、臭気につきましては、市町村が指導権限を有する悪臭防止法で事業場全体を規制することが合理的でありますことから、条例の排水基準項目から除外して差し支えないと考えております。

　最後に、４ページ目を御覧ください。

　真ん中から下の段あたりですが、３で各論点に対する方向性について整理をいたしております。

　（１）の届出実績のない施設につきましては、（ア）から（ウ）の施設は届出対象から除外して差し支えないというふうにさせていただいております。（エ）の届出事業場から排出される水の処理施設につきましては、引き続き対象とするとさせていただいております。

　（２）の色または臭気につきましては、色は引き続き排水基準項目とし、臭気は除外して差し支えないとさせていただいております。

　（３）の事故時の措置につきましては、対象を原因事業場に拡大すると。これは法及び条例の対象事業場以外を含むということにさせていただき、（４）の総量削減指導につきましては削除して差し支えないというふうにさせていただいております。

　こちらからの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【岸本部会長】　　説明ありがとうございます。

　それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様のほうから御意見、御質問等はいかがでしょうか。

　原田先生、どうぞ。

【原田委員】　　おおむね、これで今記載の点については特に意見というのはないんですけれども、もう１つが府民の皆さんへの広報といいますか、周知といいますか、もちろん例えば事故があったときにどう広報するかというのも大事なんですけれど、それに加えて平時からといいますか、そういったことも大事なのかなと思って。

　というのが、例えば先ほどの有機フッ素化合物の件も、ちょっと自分でも、改めてほかの自治体さんはどうなのかなと思って調べていましたら、例えば沖縄県のレポートとかがあったんですけれど、県内の河川でＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが検出されたということを踏まえて、県はどういう基準で調査をしているであるとか、あるいは浄水場ですね、沖縄の場合、県の企業局が県営水道の浄水場をお持ちなんですけど、そこで活性炭を用いてアメリカの基準値を下回る処理をしていますよというような、全体としての広報を分かりやすく県民の皆さんにされているのがいいなと思ったんですけれども、ちょっと今回、別にここに書いていただいてもいただかなくてもいいんですけれども、せっかくこういう本当に地道な調査を丁寧にしてくださっているので、それがしっかり府民の皆さんに伝わるようなことを。書いていただかなくてもいいのかな。でも、取りあえず何かそういうことをして、ただ、調べましただけじゃなくて、それがどんなふうに実際の施策に生かされているかというということを伝えることも大事かなと思いますので。ちょっとコメントですけれども。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。

　例えば今、大阪府のほうでこういった環境モニタリングの情報の開示だとか、そういった対応がどのようになっているかを簡単に御説明いただけるといいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局（多々野総括）】　　大阪府のホームページ上で公開をしております。

【岸本部会長】　　公開しているのは、例えばそのモニタリングしたデータ部分までが公開されているのでしょうか、もちろん、議事録とかは当然公開になっていますよね。

【事務局（多々野総括）】　　はい。

【岸本部会長】　　こういう部会とか、審議会とかの議事録は公開になっていると思うんですが、それ以外に、今の原田委員のお話ですと、やはり市民向けにどのように発信していくかというところを多分気にかけておられると思いますので、もし何か発信する上での工夫みたいなことがあると、ちょっと御紹介いただけるといいのかなと思ったんですが。急に振って申し訳ないですけど。

【原田委員】　　すいません。例えば東京都のホームページでも、やはり調査をされて、調査をされた結果というのを公表されているんですけど、そのときにちょっと分かりやすくコメントがあるんですね。これ、画面共有させてもらってもよろしいですかね。

【岸本部会長】　　大丈夫だと思いますけど。

【原田委員】　　よろしいですか。皆さん、御覧いただけますかね。今は東京都のウェブサイトを御覧いただいていますが、例えばこんなふうにデータだけじゃなくてちょっとコメントが表示されていて、基準値、これというのはアメリカとかの勧告基準のことなんですけれど、こういうことが書かれている。

　あるいは、これは沖縄県ですけれども、最後のところで安心してくださいねということが書いてある。

　やっぱり専門家だけで分かるような表も、それはそれでデータとしてきちっと見ていくということは大事なんですけど、どこまでの方が御覧になるかはちょっと別の話として、こういうことをしっかり書いておくことで、ほかの施策とのリンクというのもスムーズになるかなと思いましたので、御検討いただければと思います。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。

　多分、大阪府もそんなことをいろいろとやっておられるんじゃないかと私も思っているんですが、実はあまり確認はしてないので、それで、どうなのかなと思ったんですが、情報発信する上でやはり単なる数値データ、研究者にとっては数値データがすごく重要なんですが、数値データだけだと一般の人は何のことだかさっぱり分からん、いいのか悪いのかすら分からんという話になってしまって、もっと言えば、少し数値が出たという、それだけでもう駄目じゃないかみたいな話になるんですけど、実際には濃度レベルも全く問題ないレベルだったとしてもですね。ダイオキシンなんか、多分そんな感じですよね。基準値の３桁も４桁も低い濃度でも、出たらアウトみたいな風潮が世の中にあって、それに対して数値を見せるだけではなくて、やっぱりそういったものに対してどういうふうに判断するのか、判断というか、見たらいいのかということをコメントとして加えるというのは確かにすごく重要な情報伝達の仕方だと思うんですよね。

【原田委員】　　今、大阪府のウェブサイトを御覧いただいていますけども、何か淡々と書いていただいていて、本当に研究者的にはこれで全然いいんですけれど、だから何なんだということが、やっぱり今先生がおっしゃったような、どう府としては考えているとか、できれば、例えば国の基準があったりとか、あるいはまだ国の基準が定まっていないものについては、先ほどの沖縄の例のように外国の基準と照らし合わせても全然問題ないんですよとか、あるいはこういう対策を既にしているんですよということがあると、今おっしゃったダイオキシンでも、僅かでも出たらアウトみたいな話を防げるかなと思いましたので。

【岸本部会長】　　ありがとうございます。

　この辺りは以前から島田委員のほうからも度々、広報についてはいろいろと、ぜひ一生懸命やっていることを市民に知ってもらったほうがいいだろうということで提案いただいているところでございますので、これは別に今何か決めないといけないということではないと思いますので、引き続き、効果的な市民へのアプローチの仕方について、工夫を続けていただければなと思いますので、ぜひ御検討ください。よろしくお願いいたします。

　そのほか、御質問、御質問等はいかがでしょうか。

　どうぞ、島田先生。

【島田委員】　　さきほどの広報の話ですが、新しい物質についての測定項目が増えた場合は、例えば、府のホームページに環境省とかの情報をリンクして、知りたい人はそちらを見るようにするぐらいの簡単なことから始めてもいいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

　また、条例の改正のところで、（２）の色、臭気の、色のほうを排水基準項目に引き続き残すということは適切なことだと思います。多分、先週だったと思いますが、京都の鴨川が真っ赤になったというニュースが伝えられました。川の生物には影響はなかったのですが、原因は染色排水だったということが調査で分かったそうです。この３ページのところに書いておられるように、着色された河川水の話はインパクトもありますし、苦情も多いはずですので、周期と同じく色も排水基準から除外するのは適切ではないと考えられますので、今回、色は引き続き排水基準項目とするということで、適切だったと思います。京都は染色関係の工場が多いからこのようなことが起こるのかもしれませんが、水の色が変わるというのは、影響ないといってもやはり心理的にインパクトが強いですので。意見です。よろしくお願いいたします。

【岸本部会長】　　それでは、大阪府のほうから、事務局のほうから説明が何かございますか。

【事務局（萩野参事）】　　すいません。環境保全課の萩野です。

　原田先生の御意見につきまして御回答させていただきます。大阪府の公共用水域とか地下水の常時監視のデータは、先ほど先生が見せられたように割とデータを表で示しているという形で、非常に淡々としたシンプルな出し方しかできていません。

　ただ、公共用水域のデータは、こんなことをやっているよというのを府民の方に知ってもらいたいために、別のページでＱ＆Ａ方式でちょっと問いをかけ合うような形の工夫をして説明なんかはしているところです。

　ただ、データについては先ほども言いましたように表しか示していませんので、そのデータの見方にちょっとコメントをつけるとかいうのは、ほかの都道府県のホームページも参考にしながらこれから工夫していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

　以上です。

【岸本部会長】　　よろしくお願いいたします。

【原田委員】　　ありがとうございます。

【岸本部会長】　　惣田委員、どうぞよろしくお願いします。

【惣田委員】　　惣田です。

　資料２－２の３ページ、２つの特定事業場から、それぞれは気にならない程度のはずが、混ざり合うと下流で目立つ色になる事例があり、記録や立入指導もされています。

調査記録を残すときに、色については数値的な表現は難しいですが、文書の記録では、何色と何色で何色になったとか、記述は残しているのか、立入指導用には吸光度のスペクトルを調べるなど、使っている指標はありますか。

【事務局（多々野総括）】　　先ほどのスペクトルというようなところまではされておりませんで、色につきましては定性的なもので感じ方がありますので、何色というような感じで言葉で書くほか、当然、デジタルカメラで写真を撮影して、こういう色というふうに記録を残している事例がございます。

　先ほどの事例ではありますが、２つの事業場からの色のついた排水が混じり合って、より濃い色になるという事例ですけれども、例えば片方の事業場からは紫色系の着色が出ておりまして、もう片方の事業場からは茶色系の排水が出て、それらが混じり合って黒っぽい色になったということで伺っております。

【惣田委員】　　ありがとうございます。写真を撮るとか、定性的な記録をされているということですね。

【事務局（多々野総括）】　　はい、そうです。

【惣田委員】　　ありがとうございます。

【岸本部会長】　　益田先生、いかがでしょうか。

【益田委員】　　私、この色のことに関しては全く問題なくて、適切にやっていただけたらいいなと思っていまして、これで全く反対はありません。しかし、１つ教えていただきたいんですけど、染料が原因の場合というのは、例えば焙煎に使うような物質の中に有害なものが時折あるんじゃないかと思います。特に、金属類で。そういうものというのは現在は使われていないという認識でよろしいんですか。

【事務局（多々野総括）】　　こちらの事業場からの排水につきましては、この当該市町村が行政測定をしたり、あるいはその事業者による自主測定を行って、水質汚濁法の項目、排水基準項目、数値基準のある項目に異常はないということは確認しております。

【益田委員】　　ありがとうございます。

【岸本部会長】　　そのほか、委員の皆様から御意見等はいかがでしょうか。

　何人かの委員の皆様から御意見をいただきましたけれども、今回の提案については全く問題ないという皆さんの御意見で、それ以外に広報とかそういったアディショナルな部分でぜひいろいろと工夫してもらいたいという意見だと思いますので、今回、資料の２－１、２－２にありますような形で、特に前回から追加されているところでいいますと、色については排水基準に残して、臭気については悪臭防止法のほうで対応していくという形で、生活環境保全等の条例のあり方を進めていきたいということでございますが、それは了としていいのかなと皆様の意見を聞きながら判断したところでございますけれども、そういったところでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

　それでは、資料２－２の方向性で部会の見解としてまとめさせていただきたいと思います。

　それでは、続きまして、議題の（３）その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（山本総括）】　　すいません、失礼いたします。山本でございます。先生方、どうもありがとうございます。

　それでは、議題の（３）ですけれども、今後のスケジュールについてというところで資料の３をつけさせていただいておりますので、こちらについて御説明をさせていただきたいと思います。

　今後ですけれども、まず、生活環境保全条例のあり方につきましては、本日まで規制についてのあり方を検討いただいておりますけれども、また、来年度、規制以外のところも含めまして審議の上、ほかの分野も含めて秋に答申いただけるように審議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　また、来年度、新たに諮問をさせていただきたい事項でございますけれども、大阪湾の再来年度からの第９次の総量削減計画についての御審議をいただきたいということと、あと、瀬戸内海の特別措置法に基づいて大阪府の計画をつくっておりますけれども、これについて、中間の点検・見直しの時期になっておりますので、この計画につきましても御審議をいただきたいというふうに考えておりますが、この２点につきましては、それぞれ国のほうでそのベースになります考え方の整理でありますとか、制度の創設等の議論が今活発に進められております上に、その２つの要素が割と関連して議論されているようなところもございますので、我々としましてはその２つを一体的に審議いただくほうがより効率的かなというふうに考えておりまして、この６月頃のところに、第１回の審議会のところで「今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について」という少し大きい表題になっておりますけれども、こういった形で諮問をさせていただきまして、秋頃には、総量削減については答申をいただく必要がございますので、先行してその中で総量削減の議論をまずさせていただきまして、その後、引き続き、その全体の大阪湾の計画について審議をいただくというような形で、ちょっと段階的に進めてまいりたいなというふうに考えております。

　また、水質測定計画につきましては、再来年度に向けて来年度、ちょうど１年後になるかと思いますけれども、また御審議のほうをお願いしたいというふうに考えております。

　今後のスケジュールにつきましては以上でございます。

【岸本部会長】　　御説明ありがとうございます。

　それでは、委員の皆様のほうから、ただいまの説明に対しまして御意見等はございますでしょうか。

　今年度は特に海岸漂着物の話で部会が結構頻繁に開かれたんですが、来年度はちょっと落ち着くかと思ったら、また別の話で同じように頻繁に開かないかんという話になりそうなことでございまして、委員の皆様には引き続き、お忙しい中恐縮ではございますが、環境行政のほうにぜひ御協力賜りますようによろしくお願いいたします。

　特にないようでしたら、ほかに事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局（山本総括）】　　こちらからは特にございません。

【岸本部会長】　　よろしいでしょうか。

　それでは、ほかにないようですので、本日の議事はこれにて終了とさせていただきたいと思います。皆様方におかれましては、円滑な審議に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

　それでは、進行のほうを事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（山本総括）】　　先生方、長い時間の御審議どうもありがとうございました。

　それでは最後に、閉会に当たりまして、環境管理室環境保全課長の奥田のほうから一言御挨拶申し上げます。

【事務局（奥田課長）】　　奥田です。本日は長時間にわたりましての御審議、また、ウェブ形式での会議に御協力をいただきまして本当にありがとうございました。

　今年度は新型コロナウイルス感染防止にも留意しながらという状況ではありましたけれども、海岸漂着物等対策推進地域計画、公共用水域及び地下水の水質測定計画、生活環境の保全等に関する条例について、活発に御審議をいただきました。

　海岸漂着物等対策推進地域計画につきましては、昨年１１月にいただきました答申を踏まえまして、計画の変更案について近日中にはパブリックコメントを開始しまして、年度内に新しい計画を取りまとめてまいります。

　公共用水域及び地下水の水質測定計画につきましては、本日いただきました御答申を踏まえて、来年度以降も適切な常時監視に努めてまいりたいと考えております。

　また、生活環境の保全等に関する条例につきましては、来年度の答申に向けまして、今後も引き続き専門的な見地からの御審議を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　それから、先ほどの御審議の中で、データの見せ方といいますか、府民への提供の仕方についての御意見もいただきました。これについては、単にデータを出すということだけではなく、リスクコミュニケーションというような観点も踏まえまして、今、若手を中心にどういうふうなデータをホームページ等で公開していったらいいかということも中で議論していますので、来年度に向けまして、そういった観点からも踏まえて、どういうデータの出し方、提供の仕方をすればいいかということを引き続き検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　本日は誠にありがとうございました。

【岸本部会長】　　お疲れさまでした。

【事務局（山本総括）】　　それでは、これをもちまして第４回の部会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

（午前１１時２５分　閉会）